

一 平成10年度決算の背景

1 経済の動向と財政

平成10年度の我が国経済は、金融機関の経営に対する信頼の低下、雇用不安などが重なって、家計や企業のマインドが冷え込み消費、設備投資、住宅投資といった最終需要が減少するなど、極めて厳しい状況となりました。

これに対し政府は、4月に16兆円超規模の総合経済対策を、11月には6兆円超の減税と17兆円超規模の緊急経済対策を取りまとめるなど、累次の経済対策の実施により景気を下支えしてきたにもかかわらず、未だ回復軌道にはなっていません。

また、平成10年度の我が国の国内総生産の実質経済成長率は、当初政府経済見通しの0.1%をも達成できなかったばかりか、戦後最悪のマイナス成長となった前年度の0.4%減少を更に下回った2.0%減少（速報値・前年度0.7%減少）となりました。また、物価面においては、消費者物価が0.2%の上昇（同・2.0%の上昇）、卸売物価が2.5%の減少（同・1.2%の上昇）となりました。

2 地方財政対策

平成10年度の地方財政対策は、当面の経済状況等を踏まえ、1年限りの措置として個人市民税の特別減税に伴う影響を補てんするほか、歳出面においては、徹底した行政経費の抑制を基本とする一方、当面の緊急課題である経済再生への対応、少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の充実等に対処するとともに、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とし、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう補てん措置等が講じられました。その概要は次のとおりです。

個人住民税の減税に伴う減収については、減税補てん債の発行により補てんする。

財政構造改革の集中改革期間（平成10年度から平成12年度）中に予定されている地方交付税特別会計借入金の償還を平成13年度以降に繰り延べることにするとともに、この間においては原則として財源不足のうち地方交付税対応分については、国と地方が折半して補てんする等の措置が講じられることから、平成10年度における個人住民税の特別減税以外の地方財源不足額については、地方交付税の増額措置を講じるほか、建設地方債（財源対策債）の発行により補てんする。

平成10年度の地方交付税については、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直し分、平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響分や国民健康保険制度の見直し分、昭和61年度、平成4年度から平成8年度まで及び平成10年度の一般会計から交付税特別会計への利子負担相当額の繰入分等の繰延べを行うことなどにより、その総額を確保する。

平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化に伴う平成10年度の地方財政への影響額5,600億円については、臨時公共事業債の発行により対処し、その元利償還金に対し地方交付税上の措置を講じる。

国民健康保険制度の保険基盤安定事業に係る市町村負担分314億円については、地方交付税の特例措置279億円（交付団体分相当額）及び調整債35億円（不交付団体分）により対処する。

平成10年度に一般財源化された国庫補助負担金については、所要の地方財政措置を講じる。

地方債については、個人住民税の特別減税に伴う減収及び地方財源の不足に対処するための措置を講じる。

等の方針に基づいて、平成10年度の地方財政計画（87兆964億円、対前年度比0.0%増）及び地方債計画（16兆940億円、対前年度比7.3%減）が策定されました。

このような情勢を踏まえ、政府は、我が国経済の再生の道筋の中で、平成11年度をはっきりとしたプラス成長へ転換する年と位置付けて回復基盤を固めるために、平成10年度は2回にわたる景気対策を打ち出し、国の補正予算も3回行われ、これに伴い地方債計画の改定（改定後20兆6,597億円、対当初比28.4%増）も行なわれました。